

加工・業務用野菜生産基盤強化事業（平成 29～31 年度採択） Q & A

（平成 31 年 2 月 28 日時点 ： 未定稿※）

※ 平成 29 年度から平成 31 年度に採択された事業の実施にあたり、現時点での運用の考え方について整理したものであり、内容等に変更があり得ます。

I 共通

1. 基本的考え方	1
2. 事業実施主体	3
3. 対象品目	4
4. 取組期間	5
5. 助成単価	5
6. 事業対象面積	6
7. 事業の補助要件	7
8. 事業の実施基準（共通）	10
9. 事業の実施基準（生産・流通の構造改革）	11
10. 事業の実施基準（作柄安定）	13
11. 対象契約	15
12. 成果目標	16
13. 手続き（事業実施計画）	18
14. 手続き（交付申請等）	21
15. 手続き（実績報告、成果報告等）	22
16. 補助金の返還等関係	23
17. その他	24

II 都道府県・都道府県法人向け

1. 基本的考え方	25
2. 公募関係	26
3. 実施基準	27
4. 対象経費、委託等	28

I 共通

問	答
1. 基本的考え方	
Q1 本事業と野菜価格安定対策事業との関係は。	A 本事業は、野菜価格の低落時に生産者補給金の交付等を行うものではありませんが、需給の安定を図る必要がある野菜について供給確保を図ることで価格の安定に資するものであり、さらに、加工・業務用の野菜農家の経営安定と所得確保にも資するものであることから、実施要領にも消費者への供給確保を目的とすること等について記載しております。
Q2 対象産地は、野菜指定産地等である必要があるのか。	A 野菜指定産地等である必要はありません。
Q3 作柄安定のための取組等に対する支援であるのに、定額の面積払いであるのはなぜか。	A 作柄を安定させるためには、ほ場単位やその時々天候によっても導入する技術、資材等の内容やこれらを導入するための労働経費も異なりますが、生産者の工夫により、柔軟に作柄安定のための取組等を実施できるようにしたためです。 なお、本補助金は、作柄安定のための取組の導入費用を補助対象経費とした事業ではなく、本取組や構造改革の取組の実施などを要件として、この要件を満たす事業実施主体に対し、取組面積に応じて機構が補助する事業としています。
Q4 事業実施主体が農協の場合、本補助金は、個々の生産者まで交付するのか。（交付してもよいのか。）	A 本補助金は、事業実施主体に対し、作柄安定の取組等を行ったほ場に対し面積当たりの助成単価により交付するものですので、事業実施主体が農協の場合、受け取った補助金について、当該ほ場において取組を行う個々の生産者（事業参加農家）に対し、その取組面積に応じて配分することが基本です。 なお、それぞれの生産者からの委任を受けて、農協が補助金を一括して管理・使用しようとする場合は、あらかじめ、個々の生産者との間の委任関係を明らかにしておく（委任状の受理等）必要があります。
Q5 本補助金の事業実施主体内の交付方法について、従来通り事業実施主体内の構成員である生産者に対し分割で交付してもよいのか。	A 事業実施主体内の交付方法については、あらかじめ個々の生産者との間で調整を図る等、事業実施主体内の合意の上、3か年に分けて分割交付するなど交付方法を決定することは可能です。

	この際、あらかじめ、個々の生産者との間に委任関係を明らかにしておく（委任状の受理等）等、事業実施主体内での合意形成を図っておくことが必要です。
Q6 支払いの対象となる時期は、契約期間に対応するのか。特に年度をまたがる契約の場合はどうなるのか。	A 支払いの対象となる時期は、当該年度に行われる出荷（原則として、契約期間の始期が当該年度内であるもの。）のために行われる生産・流通の構造改革や作柄安定のための取組が行われ、契約の履行状況が確認できた段階で、当該年度分の単価により交付がなされます。なお、契約期間が年度をまたがる場合についても交付の対象となりますが、手続等に通常と異なる点がありますので、要領やこのQ&Aをご確認下さい。
Q7 本事業には事務費は措置されているのか。	A 本事業において、一部本事業の推進上の必要な事務を行う都道府県法人には、「支援事業」として補助金を措置しています。なお、事業実施主体には事務費の支援はありません。
Q8 本事業の助成額に上限はあるのか。	A （推進事業）本事業における補助金については、1 案件あたり 7,500 万円（事業対象面積 50ha）が上限となります。平成 29 年度までに実施された事業は、上限を定めておりませんでしたが、事業費に上限が設けられることにより、加工・業務用野菜生産産地の多様化と地域の特色ある取組の促進に資するものと考えます。 （支援事業）都道府県法人が行う事務に対する補助金については上限（100 万円。ただし、過年度に当該都道府県内において採択され事業を継続している事業実施主体がある場合には、当該採択された年度ごとに100 万円加算できる。）を定めています（例えば、26 年度（25 年度補正を含む）から事業を実施している都道府県法人が 27 年度も応募があり、その対応等を行う場合には、100 万円+100 万円=200 万円となります。）。
Q9 同一事業実施主体が野菜価格安定制度や PQ モデル事業と重複して助成を受けても問題はないか。また、取組を行う生産者が産地交付金の支援を受ける場合、本補助金を受給することはできるか。	A 本事業は、作柄安定のための取組等を行う際の掛かり増し経費に着目した支援です。 このため、野菜価格安定制度や PQ モデル事業とは、助成の目的等が異なることから、重複しても問題ありません。 また、産地交付金についても、配分された資金枠の範囲内で地域が用途（対象作物や交付単価等）を設定するものであることから、産地交付金及び本補助金両方の支援を受けることは可能と考えます。しかしながら、産地交付金において、本補助金による取組内容と同様の内容を用途として設定し支援を受けることは、重複支援となるため認められません。このような可能性がある場合には、個別に御相談下さい。

2. 事業実施主体	
Q10 原則として都道府県の区域を越えないというのはどういうことか。	A 本事業は、加工・業務用野菜の安定供給に向け、作柄安定のための取組等を一体的に実施してもらうよう、一定のまとまりをもった産地を対象とすることから、都道府県の区域を越えないとしています。また、都道府県法人の支援を受けつつ実施する観点からも、都道府県の区域を越えないとしています。 なお、原則とあるのは、出作・入作がある場合などは場合により認められうるという考えによります。
Q11 複数県に所在する構成員をもつ生産者グループでそれぞれの生産者の作付時期や生産条件が異なる場合、複数県にまたがったほ場で実施する取組を同一の事業実施計画で実施できるのか。	A 出作・入作とも言えますが、作付時期や生産条件、構成する生産者も異なる場合は、一定のまとまりをもった産地とはいえないことから、それぞれの県において別の事業実施計画を作成し、提出する必要があります。
Q12 農業協同組合連合会は事業実施主体になれるのか。	A 本事業においては、異なる複数の産地（農業協同組合）の取組について、面積要件を満たすことを目的として農業協同組合連合会の取組として位置づけることを排除するよう、当該連合会を構成する組織が連携して実施する場合に限り、農業協同組合連合会が事業実施主体になれるとしています。 構成員が連携している事例としては、①契約相手の実需者等が同一である、②収穫状況に応じて出荷物を融通しあう取り決めをしている、③収穫機械の共同利用体制が整っている、④品種や出荷規格等を統一しているなどが考えられます。
Q13 事業実施主体として、協議会も対象となるか。	A 協議会が、生産者の組織する団体であり、規約を定めるなど要件を満たし、実需者と契約を締結できるならば、対象となり得ます。

3. 対象品目	
Q14 レタスには、サニーレタスは含まれるのか。	A サニーレタス等のリーフ系の非結球レタスのほか、コス系レタス、ステム系レタス、サラダ菜も含まれます。
Q15 水耕栽培は事業の対象となるか？	A 水耕栽培は、補助要件である土層改良等の作柄安定のための取組を行うことができないため、対象となりえません。
Q16 事業実施計画を作成する際は、個々の品目で作成するのか、複数の品目をまとめて作成するのか。	A 個々の品目毎に作成する必要があります。
Q17 白ねぎと青ねぎなど同一品目でも種類が異なる場合や春キャベツと冬キャベツなど野菜価格安定制度における種別が異なる場合はどのように取り扱われるのか。	A 同一品目である限り、種類（品種を含む）が異なったり、種別が異なったりしても同一のものとして扱われます。このため、応募に当たっては両方を含んだ計画を提出していただきます。 ただし、白ねぎと青ねぎのような場合は、実需者から品種を指定されているとみなされますので、品種として契約書等に記載していただき、春キャベツと冬キャベツのような場合には、契約期間の中で反映されます。
Q18 自ら加工をして出荷する対象品目も対象となるのか。	A 要領に掲げる要件を満たせば対象となります。

4. 取組期間	
Q19 1年又は2年のみで申し込むことはできるか。	A 本事業は、3年間継続的に作柄安定のための取組等を行うことを要件に支援するものです。このため、1年又は2年の予定で申し込むことはできません。

5. 助成単価	
Q20 対象経費はどういったものがあるか。作柄安定の取組以外にも使っても良いのか。	A 作柄安定の取組等を行う事業実施主体を対象に、事業対象面積当たりの定額で助成するものであり、本事業において具体的な使途の定めはありません。ただし、事業実施主体にあつては、補助金を個々の事業参加農家へ交付するほか、事業参加農家の委任を受けて一括して管理・使用する場合は、本事業の趣旨に沿って適切に使用して下さい。
Q21 対象品目が1年に複数回の作付けを行うものである場合、助成単価の10a当たり15万円は当該複数回作付けされる面積の延べ面積として考えるのか、実面積として考えるのか。	A 対象品目が1年に複数回の作付けを行うものである場合、助成単価は実面積につき、10a当たり15万円です。

6. 事業対象面積	
Q22 事業対象面積は何ヘクタール（アール）単位で支払われるのか。	A 事業実施計画においては、ヘクタールを単位とし、小数第2位を切り捨て、小数第1位（10アール）まで記載していただきます。なお、構成員の内訳には、小数第3位を四捨五入し、小数第2位（1アール）まで記載していただきます。
Q23 事業対象面積について、数量契約の場合は、「10アール当たりの平均的な収穫量（原則として、事業実施主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準ずる収穫量とする。）から算出した面積のうち・・・」としているのは、どういうことか。	A 契約取引を履行する一方で、過大な作付けとならないよう、妥当な面積を設定してもらうために本規定を設けています。
Q24 10アール当たりの平均的な収穫量が、都道府県平均と異なる場合はどうしたらよいか。	A 当該事業実施主体における過去の収穫量と栽培面積から算定するなどして下さい。算定根拠の提出をお願いします。
Q25 契約面積が増える場合、新たに申し込むことができるのか。	A もし、同一の事業実施主体が、契約面積が増加した分について、本事業を活用したいということであれば、翌年度以降、当該増加面積分を応募することができます。この場合、増加面積分については、5ha以上あれば良いこととしています。（平成29年度までの事業は、1ha以上。）
Q26 農地の賃貸借について農業委員会への手続きが終了していない土地は対象となるか。	A 農業委員会への手続きそのものは事業上要件としていませんが、農地の賃貸借に係る手続きが大幅に遅れていること等により、「作柄安定のための取組を事業の取組期間中に計画的に実施することが確実であること」等の補助要件を満たさないと判断されれば、事業実施計画は承認されません。

7. 事業の補助要件	
Q27 事業参加農家 5 戸以上との要件は、なぜ必要なのか。特例措置はないのか。	A 加工・業務用野菜の安定供給を図るためには、収穫状況に応じて出荷物を融通しあうなど出荷の平準化を図ることが重要です。このため、個人補助ではなく、加工・業務用産地に対する支援という観点から複数農家による取組を求めている、5 戸以上という要件を設けています。なお、戸数を引き下げる特例は設けておりません。
Q28 農地所有適格法人等が取り組む場合、事業参加農家 5 戸以上との要件はどのように考えたらよいか。	A 定款に記載された法人の構成員（出資者。株主名簿に記載された株主（株式会社の場合）等も含まれます。）であって農業に 1 5 0 日以上従事する者として、5 戸以上の農業者が含まれていることが必要です。
Q29 面積要件は、個々の品目で 10ha か、合計で 10ha か。	A 個々の品目で 10ha 以上です。
Q30 事業対象面積は、事業実施主体ごとに 10ha 以上とあるが、なぜこの要件が必要なのか。特例措置はないのか。	A 加工・業務用野菜の安定供給を図ること及びコスト削減の観点から、一定の規模を有する必要があることから、10ha 以上という面積要件を設けています。なお、面積を引き下げる特例は設けておりません。
Q31 「事業対象面積が、対象品目の需給の均衡を保ち、・・・妥当な面積であること」と規定されているのはなぜか。	A 加工・業務用野菜の生産は、需要に応じて計画的に行うことが基本です。本事業においては、取組面積に応じて支援額が増えることとなりますが、契約の見込みがないにもかかわらず過大な作付けを行ったり、需給バランスの崩れを招いたりしないようにして活用していただくことが重要です。このため、当該規定を設けております。
Q32 「事業対象面積が、対象品目の需給の均衡を保ち、・・・妥当な面積であること」をどのように判断するのか。	A 契約数量と平均的な単収から算出された面積であることが必要です。また、計画内容について、都道府県価格安定法人が都道府県と協議して確認を行う仕組みとしていますが、その際のチェックポイントの一つとして、野菜の需給ガイドライン（都道府県の作付指標を含む。）との整合性を確認することとなります。
Q33 契約面積が増える場合、翌年度以降に申し込む必要があるとのことだが、10ha 以上増やすのは難しいのではないのか。	A 既に事業に取り組んでいる事業実施主体が翌年度以降、同一地域において、同一品目の事業実施計画を作成する場合は、5 ha 以上あれば良いとしています。平成 29 年度までの事業では、1 ha 以上あれば良いとしていましたが、事業効果を効率的に発現させるため、下限面積を 5ha に切り上げることにしました。

Q34 Q33 において、同一地域とあるのは、どの程度の範囲を指すのか。	A 本事業は、加工・業務用野菜の安定供給に向け、作柄安定のための取組等を一体的に実施するよう一定のまとまりをもった産地を対象としています。このため、例えば、連合会が事業実施主体となっている場合等に単に同一の事業実施主体の計画で面積要件を引き下げて申し込むことのないよう規定したものです。具体的には、作付時期や生産条件が同一であるような地域であるほか、Q10～Q12 の条件も満たした上で、個別に判断することとなります。
Q35 複数県に構成員をもつ生産者グループが、一部の構成員のは場がある県で事業を実施していたときに、翌年、契約拡大するために、別の構成員のは場のある県で面積を拡大しようとした場合、当該県において面積は 5 ha 以上あればよいのか。	A Q33 の回答にあるとおり、同じ事業実施主体であっても同一の地域にあるとはいえず、別の産地と見なせるため、通常の要件である 10ha 以上が必要となります。
Q36 対象契約に基づく取組が目標年度まで継続的かつ安定的に行われることが確実であり、かつ、目標年度以降も当該取引関係の継続が見込まれることとの点は、どのように判断されるのか。	A 事業実施主体の経営状況や加工・業務用野菜の取組実績及び推進方針のほか、過去の契約取引の状況、契約相手の実需者の業務状況並びに都道府県法人及び都道府県による指導体制の有無等を勘案して判断されます。
Q37 成果目標の実現が見込まれることとの点は、どのように判断されるのか。	A 成果目標の現状値及び目標水準の妥当性、生産・流通の構造改革及び作柄安定のための取組内容並びに都道府県法人及び都道府県による指導体制の有無等を勘案して判断されます。
Q38 要領及び機構が別に定める規程並びに機構、都道府県法人その他関係機関からの指示等を遵守することについて、どのように約すればよいのか。	A 機構が別途様式を定めますので、それに従って下さい。 なお、これらに反し、機構等の指示に従わない場合、補助金の交付ができないことがありますのでご注意ください。
Q39 都道府県における野菜の生産振興の方針に反していないこととはどのように確認すればよいのか。	A 各都道府県のホームページには野菜を含めた農業の振興に関する方針が書かれた文書が掲載されている場合が多いので、そちらをご覧ください。か、各都道府県との情報共有のためにも各都道府県に御相談下さい。

Q40 機構が直接採択する事業なのに、なぜ、都道府県の生産振興の方針に反していないことが必要なのか。	A 野菜は、本来、需要動向や地域の生産条件等に応じて品目や作型を選んで栽培する特性があるなど地域特産的な要素のある作物であり、各都道府県においても生産振興の方針を定めながら野菜の生産振興を図っているものと考えます。国の補助金を交付する以上、地域の実情に即しつつ加工・業務用野菜の生産振興が図られることが必要であり、都道府県の生産振興の方針に反しているようなものまで国が支援するのは適切でないとの考えによります。
Q41 対象品目が1年に複数回の作付けを行うものである場合、事業対象面積は当該複数回作付けされる面積の延べ面積として考えるのか、実面積として考えるのか。	A 対象品目が1年に複数回の作付けを行うものである場合は、事業の補助要件としての事業対象面積については、実面積ではなく、当該複数回作付けされる面積の延べ面積が10ha以上であれば事業の補助要件を満たすものとします。（ただし追加応募時の事業対象面積は、実面積で1ヘクタール以上であることとします。） なお、助成単価については、実面積につき、10a 当たり 15 万円です。
Q42 対象品目が1回の作付けで複数回収穫可能な場合は、複数回の収穫を延べ面積として考えるのか。	A 延べ面積は、複数回の作付けを行う面積とし、作付けを伴わず複数回の収穫を行う場合は、延べ面積として考えません。

8. 事業の実施基準（共通）	
Q43 生産・流通の構造改革の取組と作柄安定のための取組は一体的に実施することとなっているが、全ての取組を取組期間3年間に渡り、同一のほ場で行わないといけないのか。	A 当該年度の出荷のために、対象野菜を出荷するほ場において全ての取組が行われる必要があります。（取組そのものは出荷の前年度にまたがって行われていてもそれが合理的ならば構いません。） また、本事業においては、同一の対象ほ場において、3年間計画的かつ継続的に、作柄安定の取組を行い、加工・業務用野菜の安定生産を図るものであることから、取組着手後において、対象ほ場を変更することは想定していません（輪作体系等の取組を実施している場合を除く）。 なお、天災等事業実施主体の責によらない場合等、同一の対象ほ場における継続的な取組の実施が困難な場合は、事前に機構に相談するとともに、その適否については、個別に判断するものとします。
Q44 生産・流通の構造改革の取組と作柄安定のための取組について、どのような場合に、前年度の3月以前に行うことが合理的と認められるのか。	A 対象品目の栽培期間が年度をまたがる場合又は年度当初に作付けが行われる場合であって、一般的にその対象品目の栽培の前に行われるようなものなどが想定されます。（2年前、3年前は認められません。） ただし、公募開始時点において、採択年度の取組が既に終了しており、証拠資料の収集が困難な場合等は、当該年度内における次年度の出荷に係る取組を1年目の取組として設定し、証拠書類の整備を行って下さい。
Q45 事業実施主体又はその構成員が保有するほ場全体について、事業実施前年度の加工・業務用に出荷することを目的として対象品目を栽培した面積を確認できる書類を作成するのはなぜか。	A 本事業は、生鮮用野菜から加工・業務用野菜への転換等を図る際の加工・業務用野菜の生産基盤強化に向けた取組を支援するものです。本書類は、当該地域における事業実施主体又はその構成員の保有する加工・業務用の栽培面積の全体について、本事業実施前後の面積の推移を確認することにより、事業効果を測ることを目的として作成していただくものです。 なお、本書類には、面積の合計値だけでなく、地番と面積が記された加工・業務用野菜のほ場一覧も併せて添付してください。ただし、当該面積の把握が困難な場合は、事業実施前年度の加工・業務用の出荷数量を該当品目の10アール当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積により、これと換えることができるものとします。

Q46 新設団体は、契約取引を行う栽培面積の現状値をどのように設定すれば良いか。	A 新設団体の構成員が保有するほ場のうち、事業実施前年度において加工・業務用に出荷することを目的として対象品目を栽培した面積の合計値を現状値として設定してください。(Q45参照)
--	---

9. 事業の実施基準 (生産・流通の構造改革)	
Q47 加工・業務用ほ場をどのようにして特定するか。	A 事業実施計画の別添「ほ場内容（個人ごと）」に対象となるほ場を記載するとともに、住所（ほ場番号で管理している場合は当該番号で可（ただし、ほ場番号と住所の関連が明らかになっている必要があります。））、栽培品目及び本事業を実施している旨を記載した表示標等をほ場の脇にたてるなどの手法により、ほ場の特定（明示）をして下さい。
Q48 表示標はどれくらいの個数が必要か。	A 事業参加農家ごとに、ほ場が特定できる単位で少なくとも1つ以上の表示をして下さい。
Q49 加工・業務用ほ場から収穫された野菜を市場出荷してはいけないのか。	A 豊作等により、契約数量以上の収穫があった場合や、面積契約において、実需者の引き受けが困難な状況の場合等には、まずは、加工・業務用としての出荷先に努めていただきたいと思います。と考えていますが、やむを得ない場合は、市場出荷しても差し支えないと考えています。ただし、出荷時期を調整するなどして、価格下落を招かないようにすることが重要です。
Q50 生食用として栽培された野菜の規格外品のみを契約して出荷する場合も対象になるか。	A 加工・業務用ほ場からの出荷がなされていないので、事業の対象外です。
Q51 一定期間の事前契約として、当該地域における対象品目の平均的な出荷期間から見て適当な期間とあるが、どのように判断するのか。	A 実需者に対する供給責任を果たしていただくために当該要件を設けています。具体的には、当該地域の実情に応じて設定されるものと考えていますが、当該地域における平均的な出荷期間の過半を契約期間とすることを目安としています。
Q52 実需者ニーズに即した栽培・出荷とあるが、実需者からは生食用と同じ品種、栽培法のものを求められているが、この要件を満たすか。	A 実需者が求めていることが確認できる場合は構いません。

Q53 トレーサビリティシステム等の導入について、栽培地以外に何が必要か。	A この要件は、加工・業務用への出荷後、何らかの事故が起きた際に速やかに栽培地が特定できるようにするためのものであり、本事業では、最低限、構成員単位で栽培地が明らかにできれば良いこととしています。一方、実需者が栽培履歴等を求めているのであれば、それらの事項も実施して下さい。
Q54 生産・流通の構造改革の取組の中で、例示がない取組は対象とならないのか。	A 各項目の記載内容に合致していれば対象となりますが、具体的には都道府県法人与都道府県が協議の上、事業実施計画を確認する際に確認することとなります。
Q55 事業実施計画の申請・承認前に行った取組をカウントする際に、どのようなことに注意すればよいか。	A 事業実施計画の申請・承認の前の取組についても、作業日誌や写真等により、取組を行ったことを証する書類を収集・保存しておく必要があります。
Q56 生産・流通の構造改革の取組として、過去に購入した機械・施設等を当該年度の出荷に向けて利用する場合でもカウントしてよいか。	A 各項目の記載内容に合致しており、生産・流通の構造改革の取組として適切に利用されていれば、カウント可能です。
Q57 生産・流通の構造改革の取組として、他の補助事業で購入（リースを含む。）した機械・施設等を当該年度の出荷に向けて利用する場合でもカウントしてよいか。	A 各項目の記載内容に合致しており、生産・流通の構造改革の取組として適切に利用されていれば、カウント可能です。
Q58 とりあえず、当該年度に機械・施設等を購入だけした場合でもカウントしてよいか。	A 購入のみで、生産・流通の構造改革の取組として適切に利用されなければ、カウントすることはできません。

10. 事業の実施基準（作柄安定）	
Q59 作柄安定のための取組について、なぜ1年目に3つなど取り組むべき数が決まっているのか。順番を変えられないのか。	A 作柄安定のために必要な取組は、その取組を適切に実施していけば、年々少なくなっていくとの考えから、取り組むべき数も年々減少させています。
Q60 作柄安定のための取組の中で、例示がない取組は対象とならないのか。	A 各項目の記載内容に合致していれば対象となりますが、具体的には都道府県法人与都道府県が協議の上、事業実施計画を確認する際に確認することとなります。
Q61 事業実施計画の申請・承認前に行った取組をカウントする際に、どのようなことに注意すればよいか。	A 事業実施計画の申請・承認の前の取組についても、作業日誌や写真等により、取組を行ったことを証する書類を収集・保存しておく必要があります。
Q62 作柄安定のための取組として、当該年度に行ったものしかカウントできないのか。 (例：前年作の収穫後に行った堆肥投入は、今年度の措置としてカウントできないのか。)	A 当該年度に行われる出荷（原則として、契約期間の始期が当該年度内であるもの。）のために行われるものとして合理的であるならば、前年作の収穫後に行われる堆肥投入等も今年度の交付を受けるための要件として認められます。（2年前、3年前は認められません。）また、当該年度の収穫後に行われるものであっても、そのほ場でその時期に行うことが合理的であるならば、引き続き対象となりえます。ただし、当該年度末を超える場合にあっては、実績報告の確定など補助事業としての確認が行えず、対象となりません。
Q63 当該年度の収穫後に行われた作柄安定のための取組を当該年度の出荷のための取組としてカウントした後、翌年度の出荷のための取組として翌年度にもカウントしてよいか。	A 1つの取組を2度カウントすることはできません。
Q64 作柄安定のための取組として、過去に購入した機械・施設等を当該年度の出荷に向けて利用する場合でもカウントしてよいか。	A 各項目の記載内容に合致しており、作柄安定のための取組として適切に利用されていれば、カウント可能です。

Q65 作柄安定のための取組として、他の補助事業で購入（リースを含む。）した機械・施設等を当該年度の出荷に向けて利用する場合でもカウントしてよいか。	A 各項目の記載内容に合致しており、作柄安定のための取組として適切に利用されていれば、カウント可能です。
Q66 とりあえず、当該年度に機械・施設等を購入だけした場合でもカウントしてよいか。	A 購入のみで、作柄安定のための取組として適切に利用されなければ、カウントすることはできません。
Q67 その他、事業実施主体が機械・施設等を購入する場合の留意点はあるか。	A 本補助金は、機械等の導入に対して補助する事業ではないことから、購入した機械等について処分制限財産とはなりません。が、本事業の趣旨に沿って適切に使用できるよう、耐用年数が残っている間は、適切な管理を行って下さい。 また、事業実施主体で機械等を導入した場合、本事業での使用に支障の無い範囲で、事業参加農家以外の生産者が利用しても問題はありませんが、事前に規約を作るなどして、適切に対応して下さい。

11. 対象契約	
Q68 卸売会社との契約取引は対象となるか。	A 卸売会社は中間事業者となるので、自ら加工を行っていない場合は、実需者を交えた3者契約とすれば、対象になります。
Q69 商流は流通業者との取引、物流は実需者への直接納品の場合は、どのように応募すればよいか。	A 基本は商流であり、この場合、流通業者は中間事業者となるので、実需者を交えた3者契約としていただきます。ただし、事業実施主体と実需者が共同で契約内容確認書を作成できるのであれば、物流ベースで事業実施主体と実需者の2者契約でかまいません。
Q70 中間事業者を介する場合、なぜ、3者契約とする必要があるのか。また、中間事業者を2者以上介する場合は、どのように応募すればよいか。	A 中間事業者から生食用として他の事業者に出荷しないことを担保するためです。 なお、中間事業者を2者以上介する場合は、事業実施計画や契約内容確認書において適宜欄を追加して全て記入して下さい。
Q71 契約数量又は契約面積が大幅に増加している場合に国内既存産地からの置き換えでないことを求めるのはなぜか。また、大幅な増加とはどの程度を指すのか。	A 本事業は、輸入シェアの高い加工・業務用野菜について、輸入品からのシェア奪還を目的としているためです。また、大幅な増加とは、直近の実績に比べ、1割以上増加していることを目安としています。（目安としているのは、同一の事業実施主体が複数の実需者と契約を締結している場合に、当該出荷先の数量を調整している場合であって、当該事業実施主体としては契約数量が増加していなければ、記載を要しません。）
Q72 自ら加工した野菜を契約出荷しているが、通年供給しており契約期間を定めていないが、どうしたらよいか。	A 4月1日から3月31日までを契約期間として、契約書又は契約内容確認書の作成をお願いします。
Q73 実需者が、市場調達から契約に切り替える場合は、対象契約として認められるか。	A 取引方法の切替に伴い大幅に取引数量が増加し需給の均衡が崩れるということでなければ対象となり得ます。ただし、新規の契約となるので、当該理由について記載が必要です。
Q74 複数の実需者と契約する場合や、複数の品目を同一の実需者と契約する場合は、どうしたらよいか。	A 複数の実需者と契約する場合は契約相手ごと、複数の品目を同一の実需者と契約する場合は品目ごとに契約書又は契約内容確認書を作成していただきます。

Q75 同一品目で追加応募を行った場合、複数の採択年度分の対象契約を同一の実需者と結ぶ際、各年度について別の契約書または契約内容確認書が必要か。	A 取組年度ごとの契約数量または契約面積の内訳を明記していただければ、契約書または契約内容確認書は1通で構いません。
--	--

12. 成果目標	
Q76 成果目標における現状（基準年）とはいつを指すのか。	A 原則として、直近のデータを指します。ただし、当該データが、気象災害等により異常値となる場合は、その前年（当該データが異常値となる場合は前々年）のデータや過年度平均値を用いても差し支えありませんが、その場合、事業実施計画には、異常値であることがわかる証拠書類を添付して下さい。
Q77 10アール当たり収穫量はどのように示せばよいですか。	A 当該事業実施主体の収穫量及び作付面積から計算して下さい。ただし、これにより算定が困難な場合には、都道府県の統計データ等を活用して下さい。
Q78 選択目標の目標値は5年後の契約面積の増加分も考慮する必要があるのか。	A 選択目標の目標値は、原則、事業対象面積に係るほ場を対象に設定します。よって、5年後の契約面積の増加分は、必ずしも考慮する必要はありませんが、事業実施主体で管理する場合等、目標値の対象ほ場の捉え方によって、考慮することも可能です。
Q79 10アール当たり生産又は流通コストはどのように示せばよいか。	A 生産コストは人件費等を含めた生産費、流通コストは集出荷・販売経費（卸売り手数料を除く。）を算定し、面積当たりに換算して下さい。
Q80 生産又は流通コストを目標とする場合、生産コストと流通コストいずれか一方を目標とすればよいか。	A そのとおりです。
Q81 生産又は流通コストを目標とする場合、初めて生産する場合にあっては、全国又は都道府県の現状（基準年）のコストと比較することとなるが、具体的にはこういったデータと比較するのか。	A 生産コストにあっては、都道府県で定める経営指標を活用して下さい。これがない場合は、品目別経営統計でもかまいません。流通コストについては、食品流通段階別価格形成調査をご活用いただくか、都道府県において当該データがある場合はご活用下さい。

Q82 契約面積の増加の目標について、作付面積を拡大して、拡大分について2年目以降に事業実施計画を作成する際、既存計画の成果目標との関係を明らかにした明細表を添付するのはなぜか。	A 契約取引を行う栽培面積の増加は、原則、事業実施主体全体で捉えているところです。作付面積を拡大した場合、当該拡大分について2年目以降に事業実施計画を作成する際、既存計画の状況が追加計画に影響を及ぼすため、公募審査において、追加計画の事業効果（成果目標の達成度合い）を既存計画の事業効果と切り分けて評価する必要があるためです。。
Q83 契約取引を行う栽培面積の増加の目標について、対象品目が1年間に複数回の作付けを行うときの現況面積、成果目標面積は延べ面積と考えるのか、実面積と考えるのか。	A 延べ面積として算定が可能です。
Q84 成果目標の内容を「数量」の増加から「面積」の増加に改正したのはなぜか。また、当該成果目標を必須としたのはなぜか。	A 本事業は、生鮮用野菜から加工・業務用野菜への転換等を図る際の加工・業務用野菜の生産基盤強化に向けた取組を支援するものであることから、事業効果をより向上させるために当該成果目標を必須としています。
Q85 「契約取引を行う栽培面積の増加」の目標面積は10ha以上ないと応募できないのか。	A 目標年度までに新たに契約取引を行う栽培面積が10ha未満の場合でも応募はできますが、事業採択上のポイントは0ポイントとなります。
Q86 契約取引を行う栽培面積の増加に係る採択ポイントの対象となる面積が10ha以上と設定しているのはなぜか。	A 本事業では、「事業の補助要件」において、事業対象面積が10ha以上であることを要件としており、この成果目標により、現状水準に比べ倍増させるような、より意欲的に生鮮野菜から加工・業務用野菜への転換等を図る産地を優先的に採択できるよう当該水準を設定したところです。
Q87 既存計画にて計画した契約取引を行う栽培面積の増加分が、事業対象外のほ場の場合、追加応募の際、そのほ場を事業対象ほ場として計上しても良いか。	A 既存計画および追加計画において設定した目標面積は、それぞれで達成する必要があるため、追加計画で計上する事業対象面積及び目標達成のための面積を、既存計画の目標達成のための面積に充てることは出来ません。 ただし、既存計画にて計画した目標面積を達成するためのほ場を別途用意できる場合は、追加計画の事業対象ほ場として計上可能です。（追加計画にはQ82の明細表を添付し、区分して管理している状態を示してください。）

13. 手続き（事業実施計画）	
Q88 なぜ、都道府県法人を通じて申請等を行う必要があるのか。	A 本事業は、従来の野菜価格安定対策事業と同様、野菜の供給確保と価格の安定に資するものであるため、従来の野菜価格安定対策事業と一体的に実施する必要があることから、野菜価格安定対策事業を実施する都道府県法人に本事業の事務を実施していただくこととしました。
Q89 定款等の制約とあるのはどういうことか。	A 定款において、本事業が法人の業務の解釈上該当しない場合のほか、公益法人の場合は、公益目的事業に位置づけられていないなどして、その変更等に期間を要する場合などが想定されます。 ただし、事業を継続して実施するため、必要な規程の改正等に向けた対応をお願いします。
Q90 都道府県法人が対応できない場合はどのように手続きを行ったらいいか。	A 機構に直接書類の提出等を行っていただきます。提出先については、公募の際に機構からお知らせする予定です。
Q91 なぜ、都道府県との協議を行う必要があるのか。	A 野菜は、本来、需要動向や地域の生産条件等に応じて品目や作型を選んで栽培する特性があるなど地域特産的な要素のある作物です。こうした中、本事業は、事業の趣旨から従来の野菜価格安定対策事業と一体的に実施する必要がありますが、従来の野菜価格安定対策事業は、指定産地や特定産地の指定等に都道府県知事の申出等が必要となる一方、本事業では事業実施計画の中で、対象産地を定めていくこととなります。このため、本事業を円滑に実施するよう、都道府県の協議を要することとしました。
Q92 取組内容の妥当性の協議はどのように行われるのか。	A 補助要件等を満たすかどうかを含め、成果目標や事業対象面積の設定が適切であるか、作柄安定のための取組等の内容が妥当か等について、都道府県の意見を聞くことになります。

Q93 支援の必要性及び政策上の優先度の協議はどのように行われるのか。	A 対象となる地域や品目が、当該都道府県における農業振興計画等に即している等の観点から意見を聞くこととなります。さらに、優先度については、複数の事業実施計画の協議があった場合に、この観点からいずれの計画の優先度が高いか意見を聞くこととなります。
Q94 事業実施計画の提出時に求められる添付書類にはどういったものがあるか。	A 根拠資料として以下の資料を添付してください。 1 事業実施主体の概要 ・事業実施主体の定款・決算書（直近年のもの（なお、新設組織の場合は不要） ・当該事業の体制図（執行体制がわかるもの） 等 5 目標 ・各指標項目の現状の数値の根拠及び目標の実現性や妥当性等の根拠資料（考え方等） 6 対象契約の計画 ・契約書又は契約内容確認書の写し（計画策定時点では案で可） ただし、新規契約又は契約数量の拡大の場合は、輸入原料からの代替である等、国内既存産地からの置き換えでないことが確認できる資料を添付のうえ、その旨を記載するものとする。 ・栽培出荷計画（生育ステージ及び出荷期間が分かるもの） ・単収の根拠が示せる資料 ・実需者が野菜の加工に取り組んでいることが分かる資料（別添：8②の明細）ほ場内容 ・ほ場ごとの農地基本台帳の写し等のほ場確認資料
Q95 知事特認品目は、どのように申請すればよいか。	A 知事特認品目の承認にあたっては、当該都道府県の加工・業務用野菜の振興方針等において、当該品目が重要な品目として位置づけられていること及び、当該品目の生産性が拡大していることをもって、都道府県知事が判断することとなります（各都道府県当たり1品目が対象）。 このため、申請にあたっては、重要性に関する資料として、都道府県知事が申請品目を知事特認品目として承認した通知文書の写し及び、有効性に関する資料として、当該都道府県において、当該品目の近年の作付面積が、年率で10%程度以上増加していること、又は当該都道府県において、当該品目の近年の作付面積の変化率が全国値より、年間で10ポイント程度以上高いことを確認できる統計資料等をご提出ください。

	また、応募の際は、各都道府県において協議が必要となりますので、必ず事前に都道府県法人へ相談し、必要な手続きについて照会してください。 ○ 申請に添付する根拠資料については、以下の資料を添付してください。 ・都道府県知事が発出する、知事特認品目承認通知の写し ・都道府県知事が特認を行う根拠となった資料
Q96 事業実施計画の申請・承認前に行った取組を計画に入れる際に、どのようなことに注意すればよいか。	A 事業実施計画の申請・承認の前に行った取組について、作業日誌や写真等により、取組を行ったことを証する書類を収集・保存しておく必要があります。これらが適切準備されていない場合、不採択となる可能性がありますので、ご注意下さい。
Q97 承認された事業実施計画に添付した契約書等の案から、実際の契約内容が変わった場合にはどうしたらよいか。	A 事業対象面積の変更が生じる場合には、重要な変更該当しますので、速やかに事業実施要領の別紙様式第3号により事業実施計画の変更承認申請を行ってください。なお、事業対象面積や補助金に影響を及ぼさない場合は、重要な変更には該当しませんが、速やかに機構までご連絡ください。
Q98 承認された事業実施計画に添付した契約書等の案から、実際の契約内容が変わった結果、事業対象面積が増えることとなったが認められるか。	A 予算の範囲内で、年度当初に事業実施計画の内容から事業実施主体を採択していますので、原則として、事業対象面積は、採択時に承認された範囲としていただきます。
Q99 契約時期が年度末に近く、事業の開始時期には既に出荷が始まっている場合、どうしたらよいか。	A 原則として、契約期間の始期が当該年度内の契約書（契約内容確認書を含む）としていますが、契約期間が前年度から始まっているもののうち、その概ね全期間が当該年度になる場合や契約期間の始期が前年度の第4四半期であるなどの場合は、前年度から当該年度までとする契約書に基づいて、事業実施計画を作成するとともに、当該契約書を添付することとなります。

14. 手続き（交付申請等）	
Q100 交付申請時に契約が締結していない場合はどうしたらよいか。	A 当該契約分は交付申請することができません。事業対象面積もこれに応じて減ずることとなります。
Q101 契約時期が遅いので、交付申請が遅くなるが、それまで、作柄安定のための取組等を行えないのか。	A 交付申請前であるかに関わらず取組は可能です。ただし、交付申請により申告した内容が認められなかった場合に被った損失については自己責任となります。また、交付申請の前の取組であっても、作業日誌や写真等により、取組を行ったことを証する書類の保存は必要となります。（事業実施計画書の申請（公募に対する応募）においても同様です。）
Q102 交付決定前に作柄安定のための取組等を行う場合、交付決定前着手届を提出する必要はないのか。	A 作柄安定のための取組等は、補助金の交付を受けるための要件であるため、交付決定前着手に関する手続きは不要です。（都道府県法人向けの支援事業においては、引き続き、交付決定前に行う場合には、自己責任の下、交付決定前着手届の提出が必要です。）

１５．手続き （実績報告、成果報告等）	
Q103 実績報告の提出時に求められる添付書類には こういったものがあるか。	A 面積および地番確認等を行うために、農地基本台帳や実測結果等（対象ほ場の地図は面積、地番が確認できる公的書類に限る）、作柄安定のための取組等について実施確認を行うために、作業日誌や写真等が必要となります。 また、契約の履行実績の確認のため、契約相手からの契約履行証明書等を提出して下さい。 なお、応募時に Q45 に係る資料が提出できていない場合は、実績報告時に該当する資料を提出してください。
Q104 ほ場での機械作業の写真は人手が無くて撮れないが、どうしたらよいか	A 事業実施主体の職員等が必要な写真を撮影することでも結構ですが、必ずしも機械の運転手（事業参加農家）が写っている必要はありません。運転手がほ場での作業を一時中断して、ほ場で機械作業の途にある状況を写真撮影していただくことでも差し支えありません。これらの撮影時には、実施状況や実施場所を確認しやすいよう極力表示標を画像に含めてください。
Q105 交付された補助金について使途を明らかにしておくところがあるが、事業実施主体が農協の場合、どこまで明らかにする必要があるのか。	A 農協が、事業参加農家に当該補助金を配賦する場合は、農家への交付が使途となりますので、その旨を書類上明らかにしておく必要があります。 また、農協が、あらかじめこれらの農家から委任を受けて補助金を一括して管理・利用する場合は、個々の農家との間の委任関係（委任状の受理や同意書、総会での合意が確認できる議事録等）を明らかにした上で、補助金の管理・利用に関する規程等を整備し、補助金を何に使用したのかが分かるように書類上明らかにしておく必要があります。
Q106 成果目標が達成できなかった場合はどうなるのか。	A 機構から、改善計画を作成し、提出するなど必要な措置を求めることとなります。それまでの間、事業実施主体は、自主的に改善に向けた取組を実施し、目標達成を目指してください。
Q107 改善指導はどういったものか。	A 目標未達成の要因の分析を行いつつ、目標達成に必要な追加的な対策を求めるものです。

Q108 成果報告時の「契約取引を行う栽培面積の増加」の確認に求められる証拠書類は何か。	A 事業実施主体又はその構成員の契約取引を行う栽培面積の増加が確認できる書類の整備・保管が必要です。例としては、次のものなどが考えられます。 ・ほ場確認資料（農地基本台帳や実測結果等（対象ほ場の地図は面積、地番が確認できる公的書類に限る））・契約取引確認資料（契約相手との取引伝票等）
Q109 延べ面積案件で、当該ほ場から複数回作付けし、回数出荷したことを証明する場合、どのようなことに注意すれば良いか。	A 作業日誌に栽培出荷計画（応募時の添付書類）に基づいた作付け及び収穫作業が回数分記載されていることが必要です。また、作付け回数ごとの最初と最後の出荷における契約相手との取引伝票等により確認しますので、証拠書類として整備・保管願います。

16. 補助金の返還等関係	
Q110 他の事業に比べ、補助金返還等の対応が厳しいのはなぜか。	A 本事業においては、対象品目の需給の均衡を求めており、安定的な契約取引が期待できない取組が対象とならないよう、補助金返還等の規定を強化しています。
Q111 天災等事業実施主体の責によらない場合とはどういう場合か。	A 気象災害を含めた天災により出荷できずに契約が履行できない場合のほか、出荷先の実需者が倒産等により出荷できなくなった場合であって他の契約相手が見つからない場合を想定しています。（単に実需者から契約を打ち切られたことだけでは認められません。）
Q112 事業実施後4年目に契約履行ができなかった場合には、どうなるのか。	A 4年目も目標年度同様、対象契約がおおむね履行されている場合は、補助金返還の対象にはなりませんが、5年目に向けて契約履行に向けた取組の強化をお願いします。（都道府県法人にあっては、この旨指導をお願いします。）
Q113 補助金返還の規定が、3年目までに比べ4、5年目に緩和されるのはなぜか。	A 本事業を実施する上では、補助金を交付する期間のみならず、それ以降の年であっても、契約を履行することを求めています。これらは、これらの期間に契約を履行しないのは、事業を実施する上で悪意があるとまではいえないので、緩和しています。

Q114 加算金の納付規程について、重大な過失等の場合にのみ規定されているのはなぜか。	A 本事業を実施する上では、補助金を交付する期間のみならず、それ以降の年であっても、契約を履行することを求めています。これらは、これらの期間に契約を履行しないのは、事業を実施する上で悪意があるとまではいえないため、当該規定を設けていません。
Q115 2、3年目に契約が締結できず、事業対象面積が大幅に減少又は事業を中止せざるを得なくなったが、どうなるか。	A 本事業は、3年間、同規模の事業対象面積で作柄安定のための取組等を行うことを求めています。このため、事業実施主体の重大な過失又は悪意等により契約を締結しないと認められる場合は、1年目に遡り、補助金返還の対象となりますので、他の契約相手を見つけつつ、作柄安定のための取組等を継続するなど、本事業の趣旨に沿って、適切な対応をとって下さい。
Q116 取組期間1年目の取組面積が減少した場合、交付対象となる事業対象面積はどのように算定されるのか。	A 事業対象面積は、1年目の取組面積に変更されます。また、重要な変更該当しますので、速やかに計画変更が必要です。
Q117 2年目または3年目に事業から離脱した生産者において、1年目に配賦した補助金を回収し、離脱した生産者の代わりに作付けする生産者へ再交付する必要はあるか？	A 事業実施主体の会計規程等による規定や、事業参加生産者の合意等に基づいた対応を取る必要がありますが、事業上において当該補助金の取扱いについて特段の制限を設けていません。なお、局長通知第13の3の規定に基づき、支出内容の根拠書類及び証拠物を整備し、他の経理と区分経理の上、その収入と支出を、帳簿上明らかにしておく必要があります。

17. その他	
Q118 補助金の税制上の取扱いはどうなっているか。	A 本事業は、資材の購入等に要する経費への補助ではないため、消費税を考慮する必要はありません。一方、課税所得扱いとなり、一般的には雑収入として位置づけられます（税制優遇措置はありません）。
Q119 事業採択上のポイントにおいて、「加算ポイント」とは、何か。	A 平成31年度公募より、新たに設定されるもの。 なお、加算ポイントは、平成31年度より実施予定の「持続的生産強化対策事業」のうち、「次世代につなぐ営農体系確立支援事業」及び「グローバル産地づくり総合対策事業」により策定した計画において、応募案件の事業実施計画の取組を活用することが位置づけられた場合、事業採択上のポイントに、加算される予定です。

Ⅱ 都道府県・都道府県法人向け

問	答
1. 基本的考え方	
Q1 なぜ、都道府県法人において、本事業の事務を実施するのか。	A 本事業は、野菜価格の低落時に生産者補給金の交付等を行うものではありませんが、需給の安定を図る必要がある野菜について供給確保を図ることで価格の安定に資するものであり、さらに、加工・業務用の野菜農家の経営安定と所得確保にも資することから、実施要領にも消費者への供給確保を目的とすること等について記載しております。 また、従来の野菜価格安定対策事業と一体的に実施する必要があることから、（独）農畜産業振興機構を事業実施主体とするとともに、本事業の事務の一部についても都道府県価格安定法人に実施していただくこととしました。
Q2 当県の都道府県法人は、規定上、このような事務はできないのだが。	A 定款において、本事業が法人の業務の解釈上該当しない場合のほか、公益法人の場合は、公益目的事業に位置づけられていないなどして、その変更等に期間を要する場合などやむを得ない場合は、機構が直接事務を行います。事業を継続して実施するため、必要な規程の改正等に向けた対応をお願いします。
Q3 当県の都道府県法人は、人手がなく、また、予算もないので、対応できないのだが。	A 事務に要する経費に対する補助金を交付するので、臨時職員の雇用等も含めて検討していただきたいと考えています。また、都道府県法人ではできない事務の一部は、都道府県等に委託できるようにしていますので、都道府県とも相談の上、対応いただきたいと思います。
Q4 なぜ、都道府県において、本事業の関与が必要なのか。	A 野菜は、本来、需要動向や地域の生産条件等に応じて品目や作型を選んで栽培する特性があるなど地域特産的な要素のある作物です。こうした中、本事業は、事業の趣旨から従来の野菜価格安定対策事業と一体的に実施する必要がありますが、従来の野菜価格安定対策事業は、指定産地や特定産地の指定等に都道府県知事の申出等が必要となる一方、本事業では事業実施計画の中で、対象産地を定めていくこととなります。このため、本事業を円滑に実施するためには、地域において野菜の生産振興を図る都道府県の知見が不可欠であることから、事業実施計画について都道府県法人から都道府県の協議を要するなど、採択前から都道府県の関与を求めることとしました。

Q5 都道府県は本補助金の交付事務を行うこととなっていないことから、当県では都道府県法人からの委託により、面積確認や実施確認を行うこと等はできない。	A 本事業は、機構から直接、推進事業主体（本事業を実施する事業実施主体で、実施要領別記2による呼称です。）に補助金が交付されますが、本事業を円滑に実施するためには、地域において野菜の生産振興を図る都道府県の知見が不可欠であることから都道府県法人からの事業実施計画の協議を通じて、採択前から都道府県の関与を求めています。 このため、事業実施計画に沿って事業がなされたかについて、都道府県法人からの委託により必要な事務の一部を都道府県が実施できるようにするとともに、都道府県法人が指導を行う際に都道府県と協議を行うこととしたところです。 本事業は、野菜の需給の安定を図るという事業の趣旨から従来の野菜価格安定対策事業と一体的に実施する必要があるものであるため、本事業の円滑な実施に向けご協力をお願いします。
Q6 都道府県法人の規定の変更期限はいつか。事業実施主体による応募に間に合わない場合はどうするのか。	A 期限は特にありませんが、間に合わないときは、その間、機構が直接実施できることとしています。ただし、継続的に事業が実施できるよう、できる限り早く変更手続きを進めていただきますようお願いします。

2. 公募関係	
Q7 都道府県ポイントはどのように配分すればよいのか。	A 支援の必要性、政策上の優先度（後述）を踏まえ、配分することとなりますが、具体的には公募要領をご覧ください。なお、提出書類の不備があったり、補助要件を満たさない計画については、補助対象外となるため、都道府県ポイントの配分は行えません。
Q7-1 加算ポイントは、どのように扱われるのか。	A Q119 を参照願います。

3. 実施基準	
Q8 支援の必要性、政策上の優先度とはどのようなものか。	A 対象となる地域や品目が、当該都道府県における農業振興計画等に即している等の観点から、当該事業実施計画に基づく取組について、公的資金を投じて支援する必要があるかどうか、また、複数の事業実施計画を確認する場合、当該都道府県においていずれの計画の優先度が高いかを確認して下さい。
Q9 需給ガイドライン等との整合性の確認とあるが、具体的にはどうしたらよいか。	A 国では、野菜の需給の均衡を図るため、毎年需給ガイドラインを定め、プレスリリースを行い、HPに掲載するとともに、全国出荷団体及び農政局を通じて都道府県宛通知しております。 また、都道府県等においても、ガイドラインを踏まえつつ、野菜の需給の均衡を図るため、作付指標等を定めている場合があります。 こうしたことから、本事業においても、このガイドライン等を踏まえ、事業対象面積について、過大なものでないかなど確認を行い、必要に応じ、調整していただきたいと思います。
Q10 当県には、需給ガイドラインの割り当てがなく、県独自の作付指標等も設定されていないため、ガイドライン等との整合性を確認、調整ができないがよいか。	A 国において設定する需給ガイドラインは、北海道産たまねぎを除き県別の数値は設定しておりません。また、当該都道府県等において、作付指標等が定められていない場合には、特段の調整は要しません。
Q11 事業実施計画の内容が事業の趣旨から著しく逸脱している場合、事業実施計画の取り下げについて推進事業主体に助言するとあるが、そこまでする必要があるのか。	A 本事業は、5年後の成果目標達成に向け進捗管理し、契約不履行等不適切な行為が認められれば補助金返還を求める等の運用を行っています。こうした事業について、計画内容が事業の趣旨に著しく逸脱するものを採択することは、推進事業主体にとっても、要領に沿って事業を遂行することが困難であり制約も多くなると考えられますので、計画の取下げを含め助言いただくことは有益であると考えます。
Q12 機構理事長及び推進事業主体から受領し、又はこれらの者へ発出する通知等の内容について都道府県に情報提供するとあるが、具体的にどのような方法で情報提供すればよいのか。	A 機構理事長から通知された事業実施計画の承認通知や交付決定の通知等、機構理事長が講じた改善指導等の内容、都道府県法人が機構理事長に行う意見具申等の内容などがありますが、具体的には、情報提供の方法（公文書、メール、FAX等）及びタイミング（決定時、申請時等）を含め、予め、都道府県と御相談下さい。

Q13 面積確認をどうするのか。	A 面積、地番が確認できる地図や農地基本台帳、共済面積等の公的な書類又は実測データに基づき、各事業参加農家のほ場面積を積み上げて確認して下さい。 なお、面積の確認ができなかったほ場は、補助金の支払い対象となりません。
Q14 実施確認をどうするのか。	A 当該取組に係る作業日誌や写真、その他取組を行ったことが明らかとなる書類により、面積確認を行う全てのほ場において各取組が行われたか確認して下さい。 なお、これらの書類にあっては、取組期間中に、対象ほ場において、当該取組が行われたことが確認できるもの（例えば、資材の投入作業中の写真（ほ場所在地の表示入り）など）とする必要があります。 また、取組を行ったことが確認できなかったほ場は、補助金の支払い対象となりません。

4. 対象経費、委託等	
Q15 補助対象経費はどの事務から対象となるのか。	A 交付申請書の提出時に交付決定前着手届を提出することによって、それ以降の経費を対象とすることができます。
Q16 都道府県のほか、どういうところに委託できるのか。	A 面積確認を行う測量会社等を想定しています。
Q17 市町村にも委託できるのか。	A 事業上は可能ですが、その場合、よくその市町村と相談して下さい。
Q18 委託費の上限はあるか。	A 金額（割合）の上限は定めていませんが、真に必要な部分について委託を行っていただきます。なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認められません。
Q19 備品としてはこういったものを購入してよいのか。	A 地図から面積を測定するプランメータなどを想定しています。

Q20 都道府県法人の職員に対しては、賃金は支払えないのか。	A 対象となるのは、「事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者」である必要があります。 このため、元来他の業務に従事していた法人職員が本事業を行い、補助対象経費とするためには、あらためて「雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにする」必要があります（業務分担表等において示す場合は、組織として意思決定されたことが分かる資料を提出してください）。これに従い、元来の業務分についても（二重就業とならないよう）雇用の見直しが必要となります。 このほか、算定方法等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（大臣官房経理課長通知）」を御確認いただきたいと思います。
Q21 通信運搬費のうち電話代や光熱水料など事務所の共通経費はどのように申請すればよいか。	A 電話代、光熱水料等の事務所内の共通経費については、当該法人において、本事業による使用実績とその他業務による使用実績に基づいて按分することにより、算出していただくことになります。